

長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業に関するガイドライン

(令和8年度版)



長野県警察シンボルマスコット 「ライポくん」「ライピィちゃん」

長野県警察本部 生活安全企画課

第1 はじめに

1 策定の目的

このガイドラインは、令和8年度長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める事項の解釈や運用について定め、補助事業により設置される防犯カメラが適正に運用されることを目的とするものです。

2 防犯カメラとプライバシーの保護

防犯カメラは、24時間撮影可能であることから、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時には容疑者の特定にも役立つなど、安全で安心して暮らせるまちの実現に大きな役割を果たすものです。

その一方で、撮影される方のプライバシーを侵害することがないように、十分配慮する必要があります。

人には、自己の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（個人の尊重）の趣旨も踏まえた慎重な取扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に定められている個人情報として保護の対象となっています。

要綱に基づく防犯カメラは、犯罪の未然防止を目的とするものですが、プライバシーや個人情報の取扱いには十分に留意することが必要です。

第2 用語の定義等

1 街頭防犯カメラとは（要綱第2条、第3条関係）

要綱に基づき設置された防犯カメラは、要綱だけでなく、このガイドラインに規定された事項についても遵守し、適切に運用していただくこととなります。

要綱に定める防犯カメラとは、地域住民の身近で起きる犯罪（住宅対象侵入窃盗、乗り物盗、車上ねらいなど）及び地域住民が不安に感じる事案（子供・女性に対する声かけ事案等）の発生を抑止する目的として、道路や公園等の不特定かつ多数の者が利用する場所に継続的に設置されるカメラで、連続して録画できる機能（ビデオ、DVDレコーダー、HDD等）を有するものをいいます。

2 補助対象者（要綱第2条、第4条関係）

「地域の防犯活動に取り組もうとする」とは、自治組織及び組合又は団体の総会、役員会その他、意見を集約する場において、防犯カメラを設置することが承認されていることをいいます。

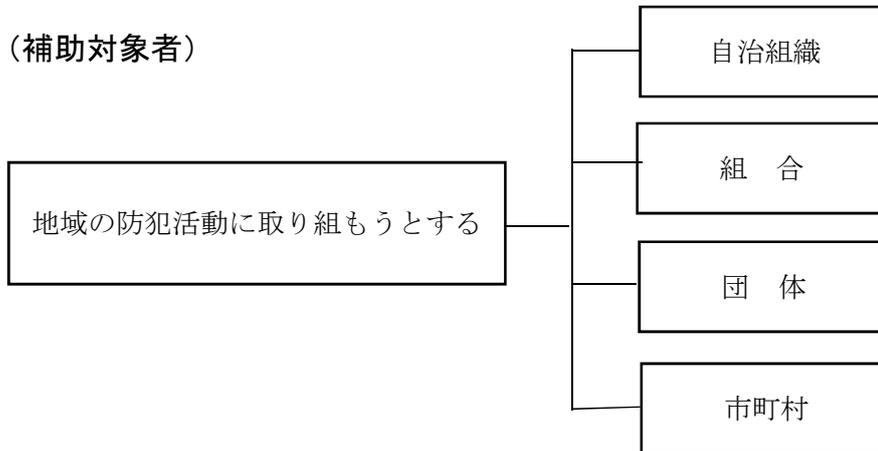
「地域住民により構成される自治組織」とは、地域自治組織又はいわゆる住民自治組織としての町内会、自治会、町会、区会、区等をいいます。

「組合又は団体」とは、

- ・ 既存の組織又は新設される任意の組織であること

- ・規約又はこれに類する何らかの明文規定によって組織の存在が明確にされていること
 - ・明文規定があるだけでなく、実在する組織であること
- を全て満たす組織をいいます。

「市、町又は村」とは、市町村、教育委員会等をいいます。



(例) 町内会、自治会、町会、区会、区、自治協議会、まちづくり委員会、商店街組合、市町村等

3 補助対象経費及び補助率（要綱第5条関係）

(1) 補助対象経費は、新たな防犯カメラの購入と設置工事等に要する以下に掲げる経費になります。

したがって、防犯カメラを賃借した場合のリース料や保守点検及び電気料金等の維持管理経費は対象外としています。

ア 防犯カメラ及び録画装置や防犯カメラと一体として機能する機器購入費

イ 専用ポール、ケーブル等を含む防犯カメラの設置工事費

ウ 防犯カメラの設置を示す看板等の購入費及び設置工事費

(2) 補助率は、申請者が自治組織等の場合は補助対象経費の2分の1以内、市町村及び市町村から助成金等を受ける自治組織等の場合は3分の1以内とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

(3) 補助金交付申請後に、市町村から助成金等を受けることとなった自治組織等は補助率が変更になりますので、必ずその旨を長野県警察本部生活安全企画課に申し出て、警察本部長の承認を受けてください。

補助金交付申請後に、警察本部長の承認なく市町村等から助成金等を受けた場合補助金交付の決定を取り消すことがあります。

(4) 補助金の上限は、自治組織等、市町村ともに、1団体につき25万円です。

ただし、助成金等を受ける場合には、本補助金に助成金等を加えた額が補助対象経費を超えない額とします。

第3 手続等

補助事業の執行に当たり、物品の購入及び設置工事等の契約は、競争性のある契約方法を履行し、契約の相手方の選定理由等の妥当性等、契約の透明性が確保されるように留意してください。

1 申請手続（要綱第6条関係）

補助金の交付を申請する場合は、要綱に従い、様式第1号「補助金交付申請書」に関係書類（事業概要、見積書の写し、設置場所の写真・図面等）を添えて提出してください（別添1、2参照）。

なお、申請先（事務手続）は、長野県警察本部生活安全企画課です。

2 申請期間（要綱第6条関係）

申請期間は、令和8年4月1日（水）から同年10月30日（金）までとしますが、予算がなくなり次第受付を終了しますので、早めに申請してください。

3 防犯カメラの耐用年数（要綱第8条関係）

防犯カメラの耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の「器具及び備品 2 事務機器及び通信機器」の「インターホーン及び放送用設備」の「6年」を適用します。

したがって、設置から6年間が経過する前に、交付の目的に反する使用や、廃棄等する場合には、警察本部長の承認を受けなければなりません。

第4 年度内執行の原則

補助金の交付を受けるためには、防犯カメラの設置が完了しているだけでなく、その年度内に警察職員が行う事業完了の確認検査も終了していなければなりません。

確認検査ではカメラが直ちに録画できる状態であることはもちろん、「防犯カメラ作動中」の看板設置等、全ての工事が終了していることが必要です。

令和8年度の申請期間は10月30日（金）までとじていますが、申請受理後は、

- (1) 警察における事前審査
- (2) (1)による審査結果を受けてからの工事の実施
- (3) 工事の完了
- (4) 警察職員による確認検査

といった手順を踏んでいくため、全ての工程が終了するまでに3か月以上かかる場合があります。

そのため、受付期間終了近くに申請すると工事等のスケジュールが間に合わなくなり、その結果、補助金が受けられなくなる場合がありますので、申請はできるだけ早めに行ってくださいようお願いします。

申請時における「事業着手予定日」及び「事業完了予定日」は、工事を行う業者と事前に相談をして、「申請日の60日後以降で、確実に工事を開始できる日付と、確実に工事及び支払まで完了できる日付」を「補助金交付申請書」に記載してください。

補助金の交付が決定した後は、工事及び支払を「補助金交付申請書」に記載した「事業着手予定日」から「事業完了予定日」までの期間内に行ってください。

万が一、工事及び支払が「事業着手予定日」から「事業完了予定日」の間に行えない場合は、速やかにその理由について、長野県警察本部生活安全企画課に報告してください。

その上で、実際に工事及び支払いが可能となる予定日を、その理由とともに「事業内容変更・中止（廃止）承認申請書」と必要な添付書類を提出してください。

理由や、工事及び支払いの予定日によっては、交付決定が取り消される場合があります。

第5 事業実績報告書の期限内の提出

期限内に提出しないと補助金の交付が取り消されます。

補助事業が完了したときは、

当該完了の日の翌日から起算して30日を経過する日

又は、

完了日の属する年度の2月の最終の平日

のいずれか早い日までに、要綱に規定する様式第6号「事業実績報告書」を速やかに提出してください。

期限内に事業実績報告書を提出していただかないと、補助金の交付決定が取り消され、補助金が受けられなくなります。

なお、補助事業が完了した日とは、防犯カメラが正常に作動する状態に完成し、かつ設置表示プレートが掲示された後、防犯カメラの設置費用を支払ったことを証明する領収書の発行年月日とします。

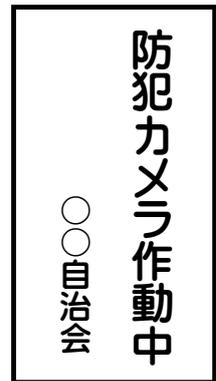
第6 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラを設置又は運用する者（以下「補助事業者」という。）は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を禁止することとします。

2 設置場所と撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置し、撮影してよいものではありません。補助事業者は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、撮影方向等を定めることが必要です。



3 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラの設置に当たっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内又は区域の出入口付近に、防犯カメラを設置していることを分かりやすく表示することが必要です。

4 管理責任者、取扱担当者等の指定

補助事業者は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を定め、適正に実施する必要があります。

また、管理責任者が自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、取扱担当者等を指定するなど、機器の操作や画像データの確認等を行う者を限定することが妥当です。指定された担当者以外の者が取り扱うことのないよう厳重な注意が必要です。

5 防犯カメラ運用開始の時期

防犯カメラの運用開始時期（防犯カメラを作動させて録画を開始する時期）については、補助金が交付された日以降としてください。

それまでは、設置状況の確認等、必要な場合を除いて作動させないでください。

6 画像データの保存、取扱い

防犯カメラの管理及び運用に当たっては、適切な管理を行う必要があります。

なお、防犯カメラの運用に関する規程が定められていない自治組織等及び市町村にあっては、別添3「○○町内会街頭防犯カメラ管理規程（参考例）」を参考にして、設置及び運用に関する管理規程等を定め、適切な管理をしてください。

(1) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、毀損又は流出等の防止及びその他の安全管理を徹底するために、保存期間はできるだけ短期間とすることが必要です。長くても1か月以内で必要な保存期間を定め、不必要な画像データの保存はしないようにしてください。

(2) データの厳重な管理

- 録画装置、画像データを記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）については、管理責任者や取扱担当者以外の閲覧や盗難の防止のため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないよう十分に注意しましょう。
- 防犯カメラ本体にSDカードを挿入して録画する場合は、SDカードが勝手に取り出せないよう盗難防止措置を施してください。
- モニターによる監視は行わないでください。
- インターネット回線等を利用する防犯カメラの場合、レコーダーの記録媒体に録画するため、カメラとレコーダーの間のみで通

信を行うもの
又は、

カメラ本体に録画した画像を確認する必要がある場合にのみ、パソコン等と通信を行うものであり、画像データの流出に繋がることがないよう、セキュリティ対策が万全のもの以外は禁止とします。

(3) データの消去

画像データを消去しないで放置すると、個人情報が出流する危険性が高まります。保存期間が終了したり、保存の必要がなくなった画像データは、破砕や裁断等の処理を行うなど、速やかに消去しましょう。

7 画像データの提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、次の場合を例外として、設置目的以外で利用したり、第三者に提供したりしてはなりません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 県民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

(3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧・提供を求められた場合

また、画像データの提供に当たっては、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由等を記録するなどの基準を定め、適正に運用してください。

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、あらかじめ苦情等に対する対応要領を定めておくなど、誠実かつ迅速に対応してください。

9 現状に変更等が生じた場合の連絡

防犯カメラ設置後、現状に変更が生じた場合（設置場所の移転等）又は特異事案が発生した場合（盗難、破損等）には、速やかに長野県警察本部生活安全企画課へ連絡をお願いします。

第7 おわりに

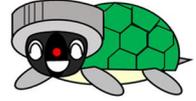
防犯カメラを設置することにより地域の防犯力の向上につながることを期待されま

す。しかしながら、その一方ではプライバシーの問題もあり、防犯カメラで撮影されることが無制限に許されるものではありません。

補助金を利用して防犯カメラの設置を行おうとする方々は、要綱とこのガイドラインを参考に、プライバシーに配慮した上で適正かつ効果的な活用をしていただきますようお願いいたします。

補助金交付手続のスケジュール

1 令和8年度長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業の周知



- 3月頃に長野県警察ホームページなどにより本事業の周知を行います。

2 申請から補助金交付までの流れ



補助事業を中止（廃止）する場合についても「事業変更・中止（廃止）承認申請書」の提出が必要です。
生活安全企画課までご相談ください。
補助金交付決定後に、自治組織等が市町村等からの助成金等を受けることとなった場合も、「事業変更・中止（廃止）承認申請書」の提出が必要となりますので、必ずご相談ください。



事業完了の報告（事業実績報告書の作成）

- 補助事業（工事）が完了しましたら、当該完了の日の翌日から起算して30日を経過する日又は2月の最終の平日のいずれか早い日までに、すみやかに「事業実績報告書」を生活安全企画課まで提出してください。
- 設置した防犯カメラについては、補助金が交付されるまでは電源を切り、作動させないでください。
※ 防犯カメラの点検作業、警察職員による現地確認等の場合は除く。

事業実績報告書の提出



報告書類の審査及び現地確認

- 提出された「事業実績報告書」及び添付書類の内容を審査するとともに、設置された防犯カメラや撮影画像、録画機器、表示板等が補助事業の条件を満たしているかを確認するため、現地確認に伺います。



現地確認の立会い

現地確認の連絡

- 日程調整を行い、防犯カメラ設置場所等の現地確認を行いますので、代表者、設置業者の立会いをお願いします。

年度内に完了

することが必要



補助金額確定通知書の送付

補助金額確定の通知

- 審査等の結果、適当であると認めるときは「補助金額確定通知書」を申請者に送付します。

補助金交付請求書の作成

- 確定通知書が届きましたら、「補助金交付請求書」を、生活安全企画課に提出してください。

補助金交付請求書の提出



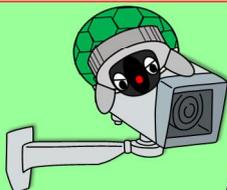
補助金交付の完了

- 補助金が指定口座に振り込まれたことを確認した後、防犯カメラの運用を開始してください。

補助金の交付

補助金の支払手続

- 補助金交付請求日からおおむね15日以内に申請者の指定口座に補助金が振り込まれます。



記載例

別添1【申請様式の記載例】
別記様式第1号（第6条関係）

補助金交付申請書

提出日を記載

令和8年4月〇日

長野県警察本部長 殿

事業の目的は、地域住民の身近で起きている犯罪（住宅対象侵入窃盗、乗り物盗、車上ねらいなど）や地域住民が不安に思っている事案（子供・女性に対する声かけ事案等）の発生を抑止する目的であることを記載してください。
※交通事故・違反防止、不法投棄の監視、施設管理等の目的では、本事業の目的と趣旨が違いため不可となります。

自治組織等(市町村)の所在地・名称
〒〇〇〇-〇〇〇
〇〇市〇〇1丁目1番1号
〇〇〇町内会

代表者の役職・氏名
町内会長
長野 太郎
代表者の生年月日
昭和〇〇年〇月〇〇日生

連絡先 TEL (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

令和8年度長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 事業の目的 **【例】** 〇〇駅や〇〇学校周辺では女性や子供に対する声かけ事案が多く発生しており、地区住民も不安を感じていることから、犯罪の発生を抑止する目的のため、地区内に防犯カメラを設置するもの。
- 設置の場所
〇〇市〇〇1丁目3番4号
〇〇商店北側の街灯ポール（町内会所有）
〇〇市〇〇1丁目4番5号
〇〇公民館南側の街灯ポール（町内会所有）
- 設置の台数
2 台
- 補助金交付申請額
金 250,000 円
- 事業着手予定年月日
令和 8年 7月 1日
- 事業完了予定年月日
令和 8年 9月 30日
- 補助対象経費及び所要額
裏面「長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業所要額調書」
- 添付書類（裏面参照）
別添のとおり

裏面の『長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業所要額調書』に基づき、適正に算定された額（「補助金額（F）」欄の金額）を記載してください。

補助金交付決定後に事業着手となるため、設置業者と打ち合わせて申請書提出日の60日後以降で、確実に工事を開始できる日付と工事及び支払を完了できる日付を記載してください。
ここに記載した期間に工事を開始できない、又は支払まで完了できない事情が生じた場合は、「事業変更・中止（廃止）承認申請書」の提出が必要となります。

見積額の全額（消費税込額）
を記入してください。

(裏面)

長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業所要額調書

補助対象経費 (A)	消費税 仕入控除税額 (B)	寄 附 等 (C)	差 引 額 (A-B-C) (D)	選 定 額 (E)	補 助 金 額 (F)
【例】484,500 円 【例】528,000 円	0 円 0 円	0 円 0 円	484,500 円 528,000 円	自治組織等 242,250 円 264,000 円 ※D×1/2	242,000 円 250,000 円
【例】484,500 円 【例】765,000 円	0 円 0 円	0 円 0 円	484,500 円 765,000 円	市町村及び市町 村から助成金等 を受ける自治組 織等 161,500 円 255,000 円 ※D×1/3	161,000 円 250,000 円 ※1000円未満の 端数は切捨

2分の1以内
となる場合

3分の1以内
となる場合

- 「A」欄は、防犯カメラの購入・設置に要する費用の見積額の全額（消費税込額）を記入してください。
- 「B」欄は、消費税及び地方消費税の課税事業者が申請する場合で、申請時において消費税仕入控除税額が明らかなきに記入してください。
- 「C」欄は、本申請に関して寄附等があった場合の合計額を記入してください。
- 「D」欄は、「A」の額から「B」及び「C」の額を差し引いた金額を記入してください。
- 下記の該当する項目にチェックを入れ、「E」欄に金額を記入してください。
 - 自治組織等で、市町村から助成金等を受ける（「E」欄に「D」の額の3分の1を記入）
 - 自治組織等で、市町村から助成金等を受けない（「E」欄に「D」の額の2分の1を記入）
 - 自治組織等で、市町村から助成金等を受ける予定がある、又は検討中である（「E」欄に「D」の額の2分の1を記入）
 - ※本申請後に、市町村から助成金等を受けることとなった場合は、必ず警察本部長の承認を受けてください。
 - 本申請後に、承認なく市町村から助成金等を受けた場合は、補助金交付の決定を取り消すことがあります。
 - 市町村（「E」欄に「D」の額の3分の1を記入）
- 「F」欄は、「E」の額から1,000円未満の端数を切捨てた額を記入してください。（「E」の額が250,000円以上になる場合は、一律250,000円と記入してください。）

添付書類一覧

- 防犯カメラの購入に要する費用の見積書（写し）
- 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等
- 防犯カメラを設置する場所の現況写真
- 防犯カメラを設置する場所を表示した付近見取図
- 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意を得たことを証する書類
- 防犯カメラを設置することについて必要である道路交通法その他の法令に基づく許可等を受けた場合にあつては、当該許可等を受けたことを証する書類
- 申請者が自治組織等の場合は、規約及び役員名簿（役員に係る住所、生年月日が記載のもの）
- 議事録の写し等、防犯カメラを設置することを自治組織等又は市町村として決定したことを証する書類
- 事業の概要、事業計画等の内容が分かる書類

【添付書類作成上の留意事項】

○ **防犯カメラを設置する場所の現況写真**

以下の写真が必要となります。

- ・ 防犯カメラ設置予定場所（全体が分かるように少し遠目から撮影した写真をお願いします。）
- ・ 設置予定場所の周囲（設置予定場所がどういう場所なのかを参考にするためです。）
- ・ 防犯カメラの撮影予定方向（撮影方向に問題がないかを確認するためです。）
- ・ レコーダー、看板等の設置予定場所

○ **防犯カメラを設置する場所を表示した付近見取図**

住宅地図等を活用し、防犯カメラ、レコーダー、看板等の設置場所を地図上に記載するとともに、分かる範囲で撮影方向や撮影範囲についても記載してください。

○ **申請者が自治組織等の場合は、規約及び役員名簿（役員に係る住所、生年月日等が記載のもの）**

役員名簿は既存のものでも結構ですが、**役職、住所、氏名（ふりがな）、生年月日**が記載されたものを添付してください。

★「補助金交付申請書」に記載した「補助金交付申請額」に変更が生じた場合の記載例
(減額のみ対象となります。増額は認めません。)

記載例

申請目的に応じて「変更」又は「中止(廃止)」の文字に二重線を引いて消してください。

事業変更・~~中止(廃止)~~承認申請書 提出日を記載

令和8年〇月〇〇日

長野県警察本部長 殿

「補助金交付決定通知書」の右上に記載された日付と発出番号を記載してください。

自治組織等(市町村)の所在地・名称 〒〇〇〇-〇〇〇
〇〇市〇〇2丁目2番1号
〇〇市役所
代表者の役職・氏名 〇〇市長
松本太郎
連絡先 TEL (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

令和8年〇月〇日付け生企発第〇〇〇号により交付決定を受けました令和7年度長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金について、同交付要綱第9条の規定により、下記のとおり変更・~~中止(廃止)~~を申請します。

記

1 変更・中止(廃止)の内容

補助対象経費及び補助金交付額の変更

申請時： 補助対象経費 765,000円
補助金交付額 250,000円

変更後： 補助対象経費 700,000円 (8.5%減額)
補助金交付額 233,000円

2 変更・中止(廃止)の理由

令和8年度〇〇市防犯カメラ設置事業に係る見積り競争により、最低金額の提示業者に決定した結果、令和8年度長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金交付申請時の金額から、補助対象経費が8.5%の減額となったもの。

補助金交付決定後に「補助金交付申請書」に記載した内容と異なる事情が発生した場合は、必ず事前に警察本部に連絡をした上で、事業変更・中止(廃止)承認申請書を提出してください。

★「補助金交付申請書」に記載した「事業開始予定年月日」「事業完了予定年月日」の期間内に工事及び支払ができない事情が生じた場合の記載例

記載例

事業変更・~~中止~~（~~廃止~~）承認申請書

提出日を記載

令和8年〇月〇〇日

長野県警察本部長 殿

「補助金交付決定通知書」の右上に記載された日付と発出番号を記載してください。

自治組織等(市町村)の所在地・名称 〒〇〇〇-〇〇〇
〇〇市〇〇2丁目2番1号
〇〇市役所
代表者の役職・氏名 〇〇市長
松本太郎
連絡先 TEL (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

令和8年〇月〇日付け生企発第〇〇〇号により交付決定を受けました令和8年度長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金について、同交付要綱第9条の規定により、下記のとおり変更・~~中止~~（~~廃止~~）を申請します。

記

1 変更・中止（廃止）の内容

事業着手予定年月日及び事業完了予定年月日の変更

申請時：事業着手予定年月日 令和8年7月1日
事業完了予定年月日 令和8年9月30日

変更後：事業着手予定年月日 令和8年8月10日
事業完了予定年月日 令和8年10月30日

2 変更・中止（廃止）の理由

防犯カメラの設置業者から「カメラの納期が遅れており、当初の予定通りでの入荷が間に合わないため、工事が遅れる。8月10日頃には入荷できる。」と連絡があり、「補助金交付申請書」に記載した期間で工事及び支払ができなくなったもの。

工事及び支払は、「補助金交付申請書」に記載した「事業着手予定年月日」から「事業完了予定年月日」の期間内に行ってください。

「事業完了」とは「支払が完了して領収書の発行を受けること」をいいます。

もし、

- ・ 「事業完了予定年月日」を過ぎても工事を開始できる見込みがない。
- ・ 工事は予定通り開始できたが、「事業完了予定年月日」までに工事及び支払が終わらない。

場合は、「事業変更・中止（廃止）承認申請書」の提出が必要になります。

また、「事業着手予定年月日」よりも早く工事を開始することは、認められません。
工事の期間が変更となる場合は、必ず事前に連絡をしてください。

記載例

別記様式第6号（第13条関係）

事業実績報告書

事業完了の日の翌日から起算して30日を経過するまでの日又は2月の最終の平日のいずれか早い方の提出日を記載してください。

長野県警察本部長 殿

令和8年〇月〇〇日

「補助金交付決定通知書」の右上に記載された日付と発出番号を記載してください。

自治組織等(市町村)の所在地・名称 〇〇〇〇-〇〇〇
〇〇市〇〇1丁目1番1号
〇〇〇町内会
代表者の役職・氏名 町内会長
長野 太郎
連絡先 TEL (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

令和8年〇月〇日付け生企発第〇〇〇号により補助金の交付決定を受けました防犯カメラの設置について、補助事業が完了しましたので、令和8年度長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	金	250,000 円
2 実績額	金	528,000 円
3 既交付額（概算払の場合）	金	0 円
4 今回請求額	金	250,000 円
5 事業着手年月日	令和 8年 9月 5日	
6 事業完了年月日	令和 8年 9月 25日	
7 添付書類		
(1) 防犯カメラの設置に係る金額が支払われたことを証明する書類（領収書等）の写し		
(2) 防犯カメラの設置場所図面		
(3) カメラ設置後の現況写真（カメラ、録画装置、設置表示プレート等の写真）		
(4) 撮影された画像写真		
(5) 防犯カメラの管理規程等		

補助対象となる防犯カメラの設置に要した費用（管理及び運営に係る費用を除く）を記載してください。
※領収書の金額と同一

「補助金交付決定通知書」により通知を受けた日以後で、「補助金交付申請書」に記載した期間内の、実際に設置工事に着手した日付を記載してください。

「補助金交付申請書」に記載した期間内で、防犯カメラが正常に作動する状態に完成し、かつ、設置表示プレートが掲示された後に防犯カメラ設置費用を支払った領収書の発行年月日を記載してください。
※「実際に工事が完了した日付」ではありません。
※工事着手前に費用を支払った場合はお問い合わせください。

記載例

別記様式第9号（第16条関係）

「補助金額確定通知書」により通知を受けた日以後の日付で記載してください

補助金交付請求書

令和8年〇〇月〇〇日

長野県警察本部長 殿

「補助金交付決定通知書」の右上に記載された日付と発出番号を記載してください。

自治組織等(市町村)の所在地・名称 〒〇〇〇-〇〇〇
〇〇市〇〇1丁目1番1号
〇〇〇町内会
代表者の役職・氏名 町内会長
長野 太郎
連絡先 TEL (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

令和8年〇月〇日付け生企発第〇〇〇号により交付決定を受けました令和8年度長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業補助金について、同交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

交付申請者が指定する振込口座を正確に記載してください。

「補助金額確定通知書」に記載された金額を記載してください。

請求金額(補助金の確定額) 金 250,000 円

(振込口座)

金融機関名	〇〇〇	銀行・信用金庫 信用組合・農協	〇〇〇	本店・支店・支所 出張所
預(貯)金種別	普通	当座	その他()	
口座番号	1234567			
口座名義人	フリガナ	〇〇〇チョウナイカイ カイケイ ウエダ ジロウ		
	氏名	〇〇〇町内会 会計 上田 次郎		

通帳に記名された口座名義人を正確に記載してください。

別添2【申請時の添付書類1】

添付書類として必要な写真

防犯カメラの設置予定場所を遠目から
撮影した写真
(全景写真)

防犯カメラ、レコーダー、表示板等の
設置予定箇所を撮影した写真
(詳細写真)

防犯カメラ撮影方向の写真

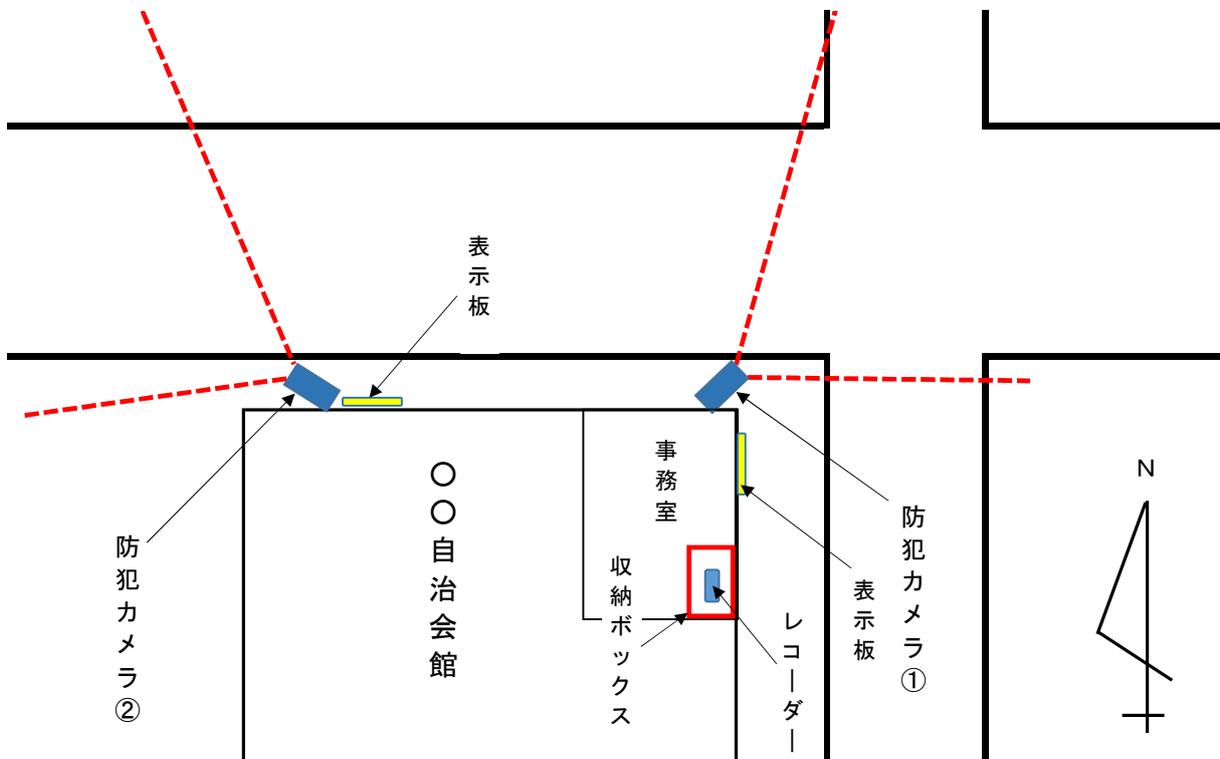
※ 最低でもこの内容の写真が必要になります。

【申請時の添付書類2】

添付書類として必要な図面



※ カメラ設置場所の周囲がわかるような図面（住宅地図）を添付してください。



※ カメラ設置台数、設置場所、撮影方向、レコーダー・表示板の設置場所等を表示した図面（住宅地図など）を添付してください。

【申請時の添付書類3】

事業計画書（参考例）

〇〇〇町内会

1 事業の目的

※ 補助金交付申請書の「事業目的」と同じ内容を記載

2 防犯カメラ等設置場所

(1) 防犯カメラ設置場所

〇〇市大字〇〇〇1234番地1

〇〇公民館駐車場内街灯ポール（〇〇〇町内会所有）

(2) レコーダー設置場所

〇〇市大字〇〇〇1234番地1

〇〇公民館内

3 防犯カメラ設置台数

〇台

4 設置設備

(1) 防犯カメラ

機器名：高画質防水型AHDカメラ

型式：ABC-D01234

画素数：〇〇万画素

(2) 受信機

機器名：ABC受信機

型式：DFG-HJK1234

(3) レコーダー

機器名：ABCデジタルレコーダー

型式：OPQ-123456

(4) ディスプレイ（画像を閲覧、提供する時のみ接続して使用）

機器名：ディスプレイ（〇〇インチ）

型式：CDE-123345

5 事業費

(1) 総事業費 528,000円

(2) 補助金申請額 250,000円

6 事業着手予定日

令和8年〇月〇日

「補助金交付申請書」の「事業着手予定年月日」と同じ日付を記載

別添3

〇〇町内会街頭防犯カメラ管理規程（参考例）

1 趣旨

この〇〇町内会街頭防犯カメラ管理規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇町内会が〇〇市〇〇地籍に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もって、その適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇町内会における犯罪抑止のために設置するものとする。

3 設置者及び設置の場所等

(1) 設置者

〇〇町内会

(2) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇町内会内に〇台の防犯カメラを設置する。

※ カメラの設置個所、撮影方向、撮影範囲を表示した配置図を添付してください。

(3) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の入口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名を記載するものとする。

4 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、〇〇町内会長とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、取扱担当者を置くものとする。

(4) 取扱担当者は、〇〇町内会防犯部長又は管理責任者が指定した者とする。

5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇町内会所有の〇〇倉庫内とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

※ SDカードレコーダー内蔵カメラの場合（例）

録画装置（媒体）は、防犯カメラ本体に内蔵されていることから、媒体の盗難防止のため、管理責任者がカメラ本体に施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

なお、施錠した鍵は、管理責任者が保管する。

(2) 取扱制限

取扱いには、管理責任者、取扱担当者及び管理責任者が許可した者以外は取り扱うことができない。

(3) 保存期間

保存期間は、〇〇日間とする。

(4) 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工を行わないものとする。

(5) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書きなどにより速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録するものとする。

6 画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合
- (3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧・提供を求められた場合

なお、設置者等は、他の者に画像を閲覧・提供する場合には、その必要性を慎重に検討するとともに、画像の閲覧・提供に当たっては、提供日時、提供先、提供の目的・理由、画像の内容等を記録しておく。

また、画像から識別される特定の人に、その本人の請求により画像を閲覧・提供する場合は、他の人の画像が見えないように配慮し、できる範囲で応じることとする。

7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、録画状況を確認するなどの日常的な点検に加えて、6か月ごとに保守点検を行う。

8 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

附則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。